

遠 征 費 補 助 基 準（高校生・高専生・大学生）

1 目 的

苫小牧市に在学する高等学校生・高等専門学校生・大学生（短期大学生及び大学院生を含む）のスポーツ振興を目的とした競技会の出場について、その経費の一部を補助する。

2 補助対象大会

(1) (公財)全国高等学校体育連盟、(公財)日本高等学校野球連盟の主催大会、(公財)日本スポーツ協会、各種スポーツ競技団体の主催大会

① 上記大会においての補助対象は、予選を経て北海道代表となった場合のみとする。

② 選抜で構成されたチームでの大会出場は、補助対象としない。

③ 他団体から補助金等を受ける者については、補助対象としない。

※他団体

この基準における他団体とは、各競技団体や地方公共団体等をいう。

(2) 「スポーツ拠点づくり承認大会」に出場する女子アイスホッケー選手については、特例として上記(1)の条件を除外する。

3 補助額

(1) 1人につき 10,000円

(2) 補助金の対象は、大会要項に基づく選手と引率者1名とする。ただし、選手の最大人数は22人までとする。

(3) 道内で実施される全国大会の補助金は、2分の1とする。

(4) 選抜高等学校野球大会及び全国高等学校野球選手権大会へ出場する場合の補助額は、1,500,000円、準々決勝進出で2,000,000円とする。

4 補助申請

当該学校長及び(公財)苫小牧市スポーツ協会加盟の競技団体会長並びに出場団体の長が申請する。

5 その他

この補助基準の施行について必要な事項は別に定める。

補助基準1.2.3.4の内容は、市長が認めた場合についてこの限りではない。

附 則（平成19年6月12日改正）

この基準は、平成19年6月12日から施行する。

附 則（平成24年3月27日改正）

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月18日改正）

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月29日改正）

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日改正）

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日改正）

この基準は、令和2年4月1日から施行する。